

令和 5 年 7 月 14 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔 公 印 省 略 〕

ストックヤード運営事業者登録制度の活用及び周知のお願い（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

先般、令和 5 年 5 月 26 日に資源有効利用促進法省令の改正が施行され、元請建設事業者等には、建設発生土の搬出先における盛土規制法の許可等の確認や、搬出後の土砂受領書の確認などが義務づけられている他、令和 6 年 6 月からは、ストックヤードへ搬出した場合においても最終の搬出先まで確認を行うことが義務づけられることとなります。一方、令和 5 年 5 月より「ストックヤード運営事業者登録制度」の登録を開始し、本制度に登録されたストックヤードへ搬出すれば、元請建設事業者等による最終搬出先までの確認は不要とされています。

この度、国土交通省より、登録ストックヤードの活用及び取引のあるストックヤード事業者への同制度の紹介について、周知依頼がありました。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様へ別添資料の内容について、周知賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

【添付資料】

- 01_国交省通知文
- 02_元請業者向けチラシ
- 03_ストックヤード事業者向けチラシ
- 04_（参考）建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

【参考 URL】

- 建設発生土の搬出先計画制度（国交省ホームページ）

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00041.html

- ストックヤード運営事業者登録制度（国交省ホームページ）

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00042.html

以 上

担当：事業部 川瀬

TEL:03-3551-9396

FAX:03-3555-3218

e-mail:jigyo@zenken-net.or.jp